

## 第3期加須市子ども・子育て支援計画の策定に向けた調査の実施について

### 1 次期計画（第3期）の策定方針について

本市では、令和2年3月に、第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定したところですが、計画期間が令和6年度で終了するため、**今年度より、第3期計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）の策定に着手**します。

令和5年度	令和6年度	令和7年度～令和11年度
ニーズ調査の実施	計画策定の実施	第3期計画期間

### ■現行計画（第2期）の構成

#### 子ども・子育て支援計画（第2編）：次世代育成支援対策推進法

- ① 市町村行動計画「子ども・子育て支援施策（基本目標1～6）計339事業」
- ② 子育て安心プラン及び新・放課後子ども総合プラン
- ③ 子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

#### 子ども・子育て支援事業計画（第3編）：子ども・子育て支援法

幼稚園教育、保育所保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み）・確保方策

■**令和5年4月1日に施行された「こども基本法第10条」**の趣旨を踏まえ、第3期計画については、第2期計画と同様、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする関連計画を、**こども施策についての計画（こども計画）として一元化して策定**します。

■現在、政府では、こども基本法第9条の規定により、**子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱」の策定**を進めており、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一元化し、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくとしていることから、こうした動向を踏まえて、**第3期計画では、子どもの貧困対策計画を拡充させた策定**を行います。

## 2 スケジュール（案）

時 期	内 容	
令和5年度 （調 査）	令和5年9月	第1回加須市子ども・子育て会議【概要・スケジュール説明】
	令和5年 10～11月	業者選定及び契約（調査及び策定業務委託：複数年契約）
	令和5年12月	第2回加須市子ども・子育て会議【ニーズ調査内容説明】
	令和6年 1～2月	ニーズ調査・集計及び報告、関係課への照会、回答結果集計
	令和6年3月	第3回加須市子ども・子育て会議【ニーズ調査結果報告】
令和6年度 （策 定）	令和6年 4～10月	計画素案作成・修正、関係課への照会、回答結果集計 ※加須市子ども・子育て会議2回開催予定
	令和6年 11～3月	計画素案確定、パブリックコメント実施、計画策定 ※加須市子ども・子育て会議2回開催予定

## 3 ニーズ調査について

## (1) 調査の目的

本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや課題、子育てや教育に関する保護者の意識、子ども自身の成長に伴う意識の変化、生活の困窮が子どもの意識等に与える影響等を把握・分析し、第3期計画策定のための基礎資料とすることを目的としています。

## (2) 調査対象者及び調査数 ※調査対象者：無作為抽出

調査対象者		調査数
保護者	未就学児童の世帯	1,500人
	小学生児童の世帯	1,000人
児 童	小学5年生	500人
	中学2年生	500人
	高校2年生世代	500人
計		4,000人

## (3) 調査方法

郵送調査（郵送にて調査票を配布・回収）

## (4) 調査期間

令和6年1月～2月を予定

## (5) 調査内容

国が示す予定である基本方針等をもとに策定予定の事業計画に反映できるよう、本市独自の設問を加え、国が求める需要見込みに必要な項目を確実に把握したうえで、本市の実情に応じた設問を設計する。

・子育て支援に関する調査、子どもの生活実態調査 等

## 4 参考資料

## こども基本法（抄）

**（こども施策に関する大綱）**

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

**（都道府県こども計画等）**

## 第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

**（こども施策に対するこども等の意見の反映）**

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。